

いであると考えます。

#### 要求事項4 大学教員については、現行就業条件を維持すること

大学（専任）教員が従来勤務形態を維持するためには、「専門業務型裁量労働制」に関する労使協定を締結することが原則であるとお伝えしておりますが、これまでの経緯もあり引き続きの検討課題としています。なお、法改正や労働基準監督署の指導等によっては措置が必要となりますのでよろしくご理解のほどお願いします。

#### 要求事項5 賞与を 5.75 か月に戻すこと

賞与支給割合を 0.05 箇月分改定し、2019年度から年間 5.65 箇月とします。

今年度の人事院勧告では賞与支給月数が 0.05 箇月引き上げられ、国家公務員の支給月数は 4.45 箇月となりました。均衡、維持していた本学院との格差 1.2 箇月を考慮し、人事院勧告分 0.05 箇月の引き上げを実施します。収入面での学院財政は学納金収入に大きく依存しており、入学者数の安定的確保と学費水準が重要な指標となります。過去5年間の大学入学者数は平均約 650 名と堅実に確保されており、これまでは学費を改定しない状況においても毎年度定期昇給ができるひとつの背景となってきました。今後の人件費（給与・賞与等）については、収入面の柱である学納金収入の議論と合わせて検討することが必須です。よろしくご理解のほどお願いいたします。

#### 要求事項6 適切な作問手当に引き上げること

入試手当分担割原資の改定は行いません。

入学試験実施に伴い特別な役務を担当される教員の皆様に支給する入試手当分担割（大学）は、現在大学入学検定料総収入の 6.23% を配分原資とし、作問手当等大学入試委員会で承認された方法により対象教員に按分支給されています。現行の入試作問手当の金額そのものは他校比較においても本学の水準が特段低いものではないと理解していますが、出題に関するご担当教員の種々のご負担の増加については、入試責任者の間でも議論がなされています。業者での出題チェック機能の更なる充実等による負担の軽減等が検討されていますので、作問手当等入試手当分担割のあり方についても、引き続き審議機関である入試委員会（大学教授会）にご提案ください。

以上